

令和3年度第2回船橋市空家等対策協議会会議録

(令和3年12月2日作成)

1 開催日時

令和3年11月11日（木曜日） 午前10時00分～午前10時30分

2 開催場所

船橋市職員研修所6階 601研修室

3 出席者

- (1) 委員 小林委員、寺木委員、大石委員、岡田委員、大矢委員、中野委員、宮島委員、皆川委員、君塚委員、平川委員、岩淵委員、丹野委員
- (2) 事務局 小栗市民安全推進課長、大島課長補佐、西尾市民防犯係長、吉野主任主事、種田主事
- (3) オブザーバー 齊藤住宅政策課長

4 欠席者

松戸会長

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

議題（すべて公開）

- (1) 船橋市空家等対策計画（素案）に対する意見募集の結果について
- (2) 船橋市空家等対策計画の確定について
- (3) その他

6 傍聴者数（全部を非公開で行う会議の場合を除く。）

0人

7 協議・決定事項

- (1) 船橋市空家等対策計画（素案）に対する意見募集の結果について、報告を行いま

した。

- (2) 船橋市空家等対策計画（案）について、協議を行い、案を確定することで承認されました。
- (3) 今後の空家等対策の進め方及び令和4年度の船橋市空家等対策協議会の開催予定について、報告を行いました。

8 議事

(1) 出席確認

事務局より、松戸会長が他の公務のため欠席し、小林委員がWebにより出席されていること、また、寺木委員が会長の職務代理を務めることが報告された。

(2) 傍聴人に関する報告

事務局より、傍聴人が0名であることが報告された。

(3) 議題(1) 船橋市空家等対策計画（素案）に対する意見募集の結果について

○寺木議長

それでは次第に従いまして、報告事項について事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは御説明いたします。資料1を御覧ください。パブリック・コメント制度による「船橋市空家等対策計画（素案）に対する意見募集の結果について」でございます。

はじめに、本市のパブリック・コメント制度の概要について御説明いたします。

パブリック・コメント制度とは、重要な計画や条例案の策定の際に、その案の段階で市民の皆様への公表と案に対する意見の募集を行い、そこで提出された意見も考慮して最終的な意思決定をするとともに、市民の皆様からの意見の概要と、これに対する市の考え方等を公表する一連の手続きをいいます。

パブリック・コメントの手続は、「市の基本的な政策や、各行政分野の基本的事項を定める計画及び条例の案」を策定する際や、「広く市民に義務を課す、あるいは権利を制限する内容の条例の案」を策定する際に実施いたします。

本件は、このうちの「市の基本的な政策や、各行政分野の基本的事項を定める計画及び条例の案」に該当することから、これを実施いたしました。

パブリック・コメント制度の対象となる事案については、最終案の決定を行う前に、その素案と関係資料を公表し、素案に対する意見の募集をいたします。

本件では、前回（令和3年8月20日）の協議会の議を経て確定しました船橋市空家

等対策計画（素案）の概要版と本編の2つの資料を公表するとともに、この素案に対する御意見を広く市民の方々から募集いたしました。その結果をまとめたものが資料1でございます。

募集期間は令和3年10月1日から10月31日までの1か月間、御意見の提出人数は2人、意見総数も2件となりました。

御意見の概要と市の考え方はすでにホームページで公表いたしました。その内容について今回御説明いたします。なお、提出のあった御意見については、原則として原文のまま掲載しておりますが、主旨が変わらない範囲で一部の表現を調整しております。

1つ目の御意見は、「当自治会においては、町内住民の皆様が、安全・安心な生活が過ごせるようにしたいと常日頃考慮しています。特に、空き家については、雑草除去・樹木伐採等の問題点が多く、空き家の管理者を把握していれば、所在地の班長が連絡しています。また、空き家については、施設入居・家庭事情等あると思いますが、市民税・固定資産税等で掌握出来るのではと思います。それでも問題点があれば、自治会として市役所へ相談する対応をして行きます。」との内容でございました。

この御意見に対する市の考え方としましては、「自治会内で空家等対策への御対応をいただきありがとうございます。市では、空家等が管理不全の状態であると認められる場合、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、固定資産税課税情報を調査し、その宛名情報をもとに所有者等による適切な管理を促しております。」としております。

2つ目の御意見は、「空き家問題は国の政策が引き起こした面が大きいと思います。①国が空き家に関する法律を作り、また改めること ②長持ちする住宅素材の開発 ③デジタルネットワークによる情報の共有・交換 ④廃材を安全に、地球環境に配慮して、効率よく廃棄・焼却する施設の配置など。国と地方自治体が連携して問題を解決すべきです。船橋市は国に問題提起をし、地方自治体に与えられた権限を最大限に活用して、市民が住みやすい魅力ある都市作りを目指していただきたいと思います。」という内容でございました。

この御意見に対する市の考え方としましては、「新たな船橋市空家等対策計画においても、引き続き国・県との連携を図り、空家等に関する施策を実施してまいります。」とさせていただきます。

以上2件が今回いただきました市民の御意見でございます。いずれも計画の中身に直接触れるものではないことから、これらの御意見を踏まえた当初案の修正は行わないことといたしました。

以上が、船橋市空家等対策計画（素案）に対する意見募集の結果報告でございます。

○寺木議長

ありがとうございます。報告事項ですので、特に問題がなければ次に進みたいと思います。よろしいでしょうか。

(4) 議題(2) 船橋市空家等対策計画の確定について

○寺木議長

協議事項に進みたいと思います。本日、この計画を確定したいと思いますので、皆様におかれましては十分に御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、事務局から御説明をお願いします。

○事務局

資料2と資料3を併せて御覧ください。令和3年8月20日に開催いたしました令和3年度第1回船橋市空家等対策協議会での御意見を踏まえて作成いたしました「船橋市空家等対策計画」の案と「船橋市空家等対策計画【概要版】」の案になっております。

資料4では、令和3年度第1回船橋市空家等協議会からの変更点をお示ししましたので、こちらも併せて御覧いただければと思います。

はじめに、パブリック・コメント前までの変更点について御説明いたします。資料2「船橋市空家等対策計画（案）」の27ページから御覧ください。27ページに「基本方針ごとの具体的な取組」をお示ししてありまして、28ページ以降に具体的な内容を掲載しております。

前回の協議会では、27ページに一覧で示している「基本方針ごとの具体的な取組」につきまして、「ここを重視したいということが計画の中で伝わるとよい」という御指摘や、「重み付けが同等でないものが平板に並べられているので印象が薄い」との御指摘がございました。

これらの御指摘を踏まえまして、基本方針ごとの具体的な取組のうち、優先する取組として、アンダーラインを引いたものをお示しいたしました。具体的には、

- 「1-3. 空家等にさせないための啓発活動の実施・強化」
- 「2-2. 所有者等からの相談受付、適切な管理の促進及び支援」
- 「2-4. 所有者等による適切な管理への助言、情報提供」
- 「2-5. 所有者不明空家等への財産管理制度の活用」
- 「2-7. 特定空家等に対する措置の実施」
- 「2-11. 空家等管理事業者の紹介」

この6つの取組を「当面の間、優先する取組」としてお示しし、27ページの一覧にあっては太字下線の表記をし、28ページから33ページまでの記載につきましては、【優先】の表記を入れ、色を他のものと変えるといった見直しを行いました。

また、細かい部分ではございますが、その他字句の修正や図表の掲載順等の見直しを全体にわたり行っております。

続いて、資料3の「概要版」でございます。より市民に伝わりやすいものにするため、2ページの「計画の目標」以降の項目につきまして、記載順序を計画本編と同じ順序に変更するとともに、4ページから5ページの「基本方針ごとの具体的な取組」につきまして、先ほど御説明いたしました6つの取組を太字下線の表記とし、「当面の間、優先

する取組」として表記いたしました。

次に、パブリック・コメント実施後の変更箇所について御説明いたします。資料2の32ページを御覧いただければと思います。「2-9 外部団体との管理不全の空家等を防止するための連携体制の整備・強化」の項目や、33ページには「2-11 空家等管理事業者の紹介」の項目がございます。

本市では、空家等の適切な管理を促進する観点から、平成29年に4つの外部団体との協定を締結し、皆様の御協力のもと、管理不全の空家等を防止する取組を進めてまいりました。

このたび、令和3年8月30日に、近隣からの苦情が多く寄せられる樹木のせん定や除草などを行う際、所有者等に紹介する団体としまして、「船橋造園協同組合」と本市との間で、新たに「空家等の適切な管理の推進に関する協定」を締結しましたことから、これに関連する「2-9 外部団体との管理不全の空家等を防止するための連携体制の整備・強化」と「2-11 空家等管理事業者の紹介」に関して、この内容をそれぞれ追記いたしました。

また、49ページの「7 船橋市空家等対策計画策定経緯」について、前回の協議会以降の内容を追記しております。

続いて、資料3の「概要版」でございます。前回の協議会におきまして、「市民が空家の相談をしたときにどうなるかの流れが分かりやすく表現されていることが概要版には必要」という御指摘や、「普及啓発を図るということは、そのツールをセンス良く作るということが大事である」といった御指摘をいただきました。これを踏まえた見直しをしております。

具体的には、5ページの「3 空家等の利活用の促進」の次に、「空家等に関する対策の実施体制」として「近隣の空家等に困っている市民の方への相談窓口」を、6ページに「特定空家等への対応」と「空家等の所有者等の相談窓口」の流れをそれぞれ図でお示しいたしました。

以上が、「船橋市空家等対策計画の確定について」の御説明でございます。

○寺木議長

ありがとうございました。ただいまの御説明について、何か御意見や御質問等ございましたら、挙手にてお知らせ願います。

○小林委員

修正の内容は前回の指摘を踏まえておりますので、大変結構だと思います。まず、優先事項を示したことで、意欲が伝わるようになっているのでとても良いと思います。概要版の6ページ目は非常に分かりやすいので、このページだけ示しても市民の方に分かりやすく伝わるのではないのでしょうか。そういう点で評価しております。

○寺木議長

他にいかがでしょうか。特にないようでしたら、次期船橋市空家等対策計画について、この内容で確定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○寺木議長

ありがとうございます。

(5) 議題(3) その他

○寺木議長

その他の事項について事務局より御説明をお願いします。

○事務局

資料は用意してございませんが、その他の事項について御説明をさせていただきます。

まず1点目は、「今後の空家等対策の進め方について」でございます。先ほど御承認をいただきました新たな船橋市空家等対策計画に基づきまして、当面の間は、基本方針ごとの具体的な取組のうちのアンダーラインを引いた取組を重点的に進めてまいります。その他の取組につきましては、毎年度行う基本方針ごとの具体的な取組状況の点検等を通して、それぞれの実施状況を把握・報告してまいります。

2点目は、「令和4年度の空家等対策協議会の開催予定について」でございます。令和4年度につきましては、2回の協議会開催を考えております。具体的な日程は未定ですが、見通しとしましては令和4年の7月から8月頃に第1回協議会、令和5年の1月から2月頃に第2回協議会を開催したいと考えております。

次回の令和4年度第1回協議会におきましては、令和3年度における基本方針ごとの具体的な取組状況の報告や、特に優先的に行う取組の実施状況を報告し、船橋市の空家等対策の進捗につきまして委員の皆様の御意見を伺えればと思っております。

その他の事項についての御説明は以上でございます。

○寺木議長

御説明ありがとうございます。その他の報告の2点目は来年度の話ですね。今年度はどうなるのでしょうか。

○事務局

今回、計画を確定することで御承認いただきましたので、今年度につきましては、今回を持ちまして協議会は終了ということで考えております。

○寺木議長

ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御意見や御質問等がございますか。よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして全ての議事が終了しましたので、進行を事務局へお返しいたします。

(6) 閉会

9 資料・特記事項

資料1 船橋市空家等対策計画（素案）に対する意見募集の結果について

資料2 船橋市空家等対策計画（案）

資料3 船橋市空家等対策計画【概要版】（案）

資料4 船橋市空家等対策計画（案） 令和3年度第1回船橋市空家等対策協議会からの変更点について

10 問い合わせ先

市民生活部 市民安全推進課 市民防犯係

電話 047-436-3110